



## 菊陽町公立保育所民営化計画を見直しています

子育て支援課 保育所係 ☎(232)2202

平成21年5月に策定した菊陽町公立保育所民営化計画を見直しています。このたび、新たな計画のベースとなる素案が町に提出されました。

### 民営化計画検討委員会での議論

昨年9月、有識者、保護者代表、町民代表など10人をメンバーとした「公立保育所民営化計画検討委員会」が設置され、計画の見直しが始まりました。委員会では、11月までに計5回の会議を開催し、今後の町立保育所のあり方、民営化の対象となる保育所の考え方、民営化により生み出される財源を活用した子育て支援

サービスなどについて、議論が重ねられました。

### 計画の素案

12月13日、委員会から新たな計画のベースとなる素案が町長に提出されました。伊藤良高委員長は、「なぜ民営化をするのかを町民の皆さんに丁寧に説明していくことが大事。委員会としても情報提供に力を注いだ」「民営化は国の方針。保育を取り巻く社会状況は7年前と変化している。町立保育所が今後どういう役割・機能を担っていくか、素案を参考にさらに検討してほしい」と述べ、委員会での議論の様子が報告されました。

町は、この素案を踏まえて、3月までに具体的な計画を策定します。

### 今後のスケジュール

- 1月 民営化計画案を策定
- 2月 計画案に対する意見募集
- 3月 民営化計画策定



伊藤良高委員長(左)が後藤三雄町長へ素案を提出



## 臨時福祉給付金、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の申請は2月1日(水)まで

福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

臨時福祉給付金、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の給付申請を2月1日(水)まで受け付けています。支給対象者になる可能性があり、申請が済んでいない人には文書をお送りしています。早めの申請をお願いします。

### 臨時福祉給付金

- 支給額 対象者一人につき3千円
- 対象者 次の全てに当てはまる人
- ①平成28年1月1日現在で町内に住民票がある人
- ②平成28年度の町民税が課税されていない人

### 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

■支給額 対象者一人につき3万円

※町民税が課税されている人に扶養されている人や生活保護を受給している人、平成28年1月1日から給付金決定までに死亡した人は対象になりません。

### 共通事項

- 申請期限 2月1日(水) 当日消印有効
  - 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日を除く)
  - 申請方法
    - ①同封の返信用封筒で郵送申請
    - ②菊陽町役場福祉課へ直接申請
  - 必要書類
    - ・申請書
    - ・本人確認書類(免許証・保険証・パスポートなどの写し)
    - ・振込先口座の写し(平成27年度の臨時福祉給付金を受給した人で同じ口座への振り込みを希望する場合は不要)
- ※代理申請の場合、追加の添付書類があります。必要な書類が漏れている場合は支給できません。

### 加入手続きを忘れずに

## 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとった時やいざという時の生活を、現役世代みんなで支えるものです。

20歳以上60歳未満の人が加入することが義務付けられています。20歳になったら忘れず手続きをしましょう。

### ■国民年金の手続きが必要な人

20歳になったら、住民登録地の市区町村役所などの国民年金窓口で国民年金に加入する手続きをしてください。

ただし、すでに本人が事業所や官公庁などに勤務していて、厚生年金や共済組合に加入している場合は、手続きは不要です。なお、20歳の誕生日の前日に、厚生年金、共済組合の資格がない(退職した)場合は、国民年金加入の手続きが必要です。

### ■国民年金の保険料

平成28年度 月額16,260円

### ■付加年金

毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納め

ると、老齢基礎年金と合わせて付加年金を受け取ることができます。

付加金額は、「200円×付加保険料納付月数」で計算されます。付加保険料を納付するには申し込みが必要です。

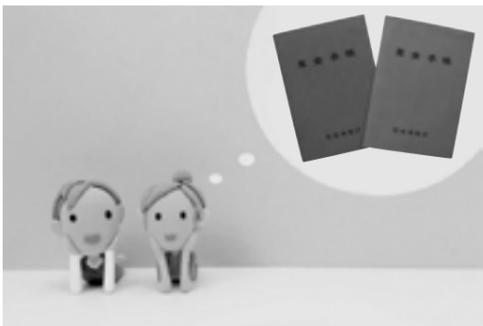
### ■国民年金保険料を払えないとき

国民年金保険料を納めることが難しいときは、申請し承認されれば、保険料の納付が猶予または免除されます。町民課または年金事務所へご相談ください。

### ■問い合わせ

町民課 年金係 ☎(232)4914

熊本西年金事務所 ☎(355)3261



### 素案の概要

#### 目的

多様な保育ニーズへの対応  
子どもや保護者の選択肢を増やす

効率的・効果的な行財政運営  
国・県からの補助金などを活用した保育サービスに転換する

子育て支援の充実  
すべての子どもが利用できる子育てサービスに財源を活用

#### 計画の方向性

##### 役割・機能

- ①多様な保育ニーズへの対応  
さまざまな活動スペースを保育室内に用意し、子ども自身が活動を選んで遊ぶ時間を保障する特色ある保育を実施する。
- ②公立としての取り組みの継承  
家庭支援推進保育士の配置や小・中学校と連携した人権保育の取り組みおよび家庭的保育室などへの支援を継承する。
- ③先駆的な施策の研究・実践  
研修などを合同で企画・実施し、先駆的なサービス提供を各園が協力して試行する。
- ④安心して保育を受けられる環境整備  
障がい児・被虐待児・外国籍児など配慮を必要とする子どもが安心して保育を受けられる環境を整える。

##### 施設整備

老朽化によって改修や建て替えなどが必要となった場合は、民営化により生み出される財源を充てて対応する。

##### 職員配置

- 職員の働く環境を向上させ保育の質を充実させるため、職員配置を改善する。
- ①園長・主任保育士・クラス担任を正職員で配置する。
- ②正職員の占める割合を向上させ、主任保育士の専従化を図る。

##### ①入所児童の確保

安定的経営が可能になるよう入所児童を確保できること。

##### ②施設の広さ

保育活動や園行事をする上で、園庭や保育室の広さに余裕があること。

##### ③送迎などの利便性・安全性

利便性が良く安全な乗降場や駐車場が確保されていること。

#### 子育て支援の充実

- ◆病児・病後児保育
- ◆放課後児童クラブ
- ◆利用者支援
- ◆小規模保育
- ◆一時預かり
- ◆延長保育

民営化により生み出される財源を活用

今後の町立保育所のあり方

町立

存続

町立保育所7園

民営化

私立

対象保育所の考え方